平成２５年（フ）第１３５６６号
東京都調布市国領町３丁目８―15　都営調布くすのきアパート１―907
債務者　望月　房江
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５６８号
神奈川県川崎市麻生区片平1673―１　ローズガーデンⅡ202
債務者　尾崎　好枝
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７０号
東京都府中市本宿町１丁目21―１
債務者　義澤　正枝
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５７７号
東京都西東京市田無町４丁目10―１―212
債務者　有薗　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５８０号
東京都府中市本宿町４丁目23―２―105
債務者　海老名良子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３５８７号
東京都大田区中央８丁目40―12　スリーケイ21―403
債務者　新井　和明
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６１６号
東京都中央区月島４丁目８―10―426
債務者　中島　昭俊
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６１７号
埼玉県吉川市吉川団地２―11―305
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６１９号
東京都江東区北砂５丁目20―７―925
債務者　関本　好江
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２２号
東京都あきる野市二宮1179―７―104
債務者　東原聖吉こと　鄭　　聖吉
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２４号
東京都調布市下石原３丁目47―２―205　直井方
債務者　高橋　明美
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２６号
東京都江東区大島４丁目１―５―809
債務者　赤木　悦美
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６２９号
東京都港区港南４丁目２―４―2302
債務者　小菅　姫子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３０号
東京都中野区東中野２―34―４―102、住民票上の住所東京都中野区東中野２丁目32―６―202
債務者　山田　晃嗣
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３３号
東京都世田谷区世田谷２丁目11―６―103
債務者　佐藤　桂子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６３６号
東京都足立区東六月町４―14―206
債務者　椎橋新一郎
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部